

消費者庁及び消費者委員会設置法(平成 21 年6月5日法律第 48 号)(抜粋)

第三章 消費者委員会

(設置)

第六条 内閣府に、消費者委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に建議すること。

イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項

ロ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項

ハ～ト (略)

ニ 物価に関する基本的な政策に関する重要事項

ホ～ト (略)

二～四 (略)

○鉄道事業法(昭和61年法律第92号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、鉄道事業等の運営を適正かつ合理的なものとするにより、輸送の安全を確保し、鉄道等の利用者の利益を保護するとともに、鉄道事業等の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(旅客の運賃及び料金)

- 第16条 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。
- 3 鉄道運送事業者は、第1項の認可を受けた旅客運賃等の上限の範囲内で旅客運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 鉄道運送事業者は、特別車両料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金その他の国土交通省令で定める旅客の料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 5 国土交通大臣は、第3項の旅客運賃等又は前項の旅客の料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該鉄道運送事業者に対し、期限を定めてその旅客運賃等又は旅客の料金を変更すべきことを命ずることができる。
- 一 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
 - 二 他の鉄道運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

(事業改善の命令)

- 第23条 国土交通大臣は、鉄道事業者の事業について輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、鉄道事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。
- 一 旅客運賃等の上限若しくは旅客の料金（第16条第1項及び第4項に規定するものを除く。）又は貨物の運賃若しくは料金を変更すること。

(権限の委任)

第64条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

(運輸審議会への諮問)

- 第64条の2 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。
- 一 第16条第1項の規定による旅客運賃等の上限の認可
 - 二 第16条第5項の規定による旅客運賃等又は旅客の料金の変更の命令
 - 三 第23条第1項の規定による旅客運賃等の上限若しくは旅客の料金又は貨物の運賃若しくは料金の変更の命令

(意見の聴取)

- 第65条 地方運輸局長は、第65条の規定により、旅客運賃等の上限に関する認可に係る事項がその権限に属することとなった場合において、当該事項について必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。
- 2 地方運輸局長は、その権限に属する前項に規定する事項について利害関係人の申請があつたときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取しなければならない。
- 3 前2項の意見の聴取に際しては、利害関係人に対し、証拠を提出する機会が与えられなければならない。

(国土交通省令への委任)

第66条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。

○鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号)(抄)

(旅客運賃等の上限の認可申請)

- 第32条 法第16条第1項の国土交通省令で定める旅客の料金は、特別急行料金、急行料金その他の運送の速達性を役務の基本とする料金(以下「特別急行料金等」という。)であつて、新幹線鉄道に係るものとする。
- 2 法第16条第1項の規定により旅客運賃等の上限の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃(料金)上限設定(変更)認可申請書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所
 - 二 設定し、又は変更しようとする旅客運賃等の上限を適用する路線
 - 三 設定し、又は変更しようとする旅客運賃等の上限の種類、額及び適用方法(変更の認可申請の場合には、新旧の対照を明示すること。)
 - 四 変更の認可申請の場合には、変更を必要とする理由
- 3 前項の申請書には、原価計算書その他の旅客運賃等の上限の額の算出の基礎を記載した書類を添付しなければならない。
- 4 鉄道事業者は、旅客運賃等を第2項第3号の上限の種類、額及び適用方法と同じものとする場合には、第2項の申請書にその旨を記載した書類を添付することができる。この場合において、国土交通大臣が法第16条第1項の規定による認可をしたときは、当該旅客運賃等について法第16条第3項の規定による届出がなされたものとみなす。

(旅客運賃等の届出)

- 第33条 法第16条第3項の規定により旅客運賃等の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃(料金)設定(変更)届出書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所
 - 二 設定し、又は変更しようとする旅客運賃等の種類、額及び適用方法(変更の届出の場合には、新旧の対照を明示すること。)
 - 三 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

(旅客の料金の届出)

- 第34条 法第16条第4項の特別車両料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金その他の国土交通省令で定める旅客の料金は、次のとおりとする。
- 一 特別車両料金、寝台料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金
 - 二 特別急行料金等であつて、第32条第1項に定めるもの以外のもの
 - 三 座席指定料金その他の座席の確保に係る料金
- 2 前条の規定は、前項の旅客の料金の設定又は変更の届出をしようとする者について準用する。

(権限の委任)

- 第71条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。
- 五の二 法第15条第1項及び第2項の認可であつて次に掲げるもの
- イ 年間の旅客の運賃及び料金の収入額又は収入予想額(軌道事業を兼営する鉄道事業者にあつては、軌道事業による年間の旅客の運賃及び料金の収入額又は収入予想額を加算した額)30億円を基準として国土交通大臣が告示で定める鉄道事業者に鉄道線路を使用させ又は譲渡する場合の使用条件又は譲渡条件に係るもの
 - 六 法第16条第1項の認可であつて次に掲げるもの
 - イ 前号イの告示で定める鉄道事業者の旅客運賃等に係るもの
 - ロ イに掲げるもののほか、普通旅客運賃、定期旅客運賃その他の基本的な旅客の運賃(旅客の運送に係る路線の長さ、直通運輸の実施の状況等を考慮して国土交通大臣が告示で定める鉄道事業者(以下「特定旅客鉄道事業者」という。)にあつては、普通旅客運賃、定期旅客運賃、特別急行料金その他の基本的な旅客運賃等)に係るもの(軽微なものを除く。)以外のもの
 - 七 法第16条第3項の規定による届出の受理であつて次に掲げるもの
 - イ 前号に掲げるもの
 - ロ イに掲げるもののほか、適用する期間、区間その他の条件が付されているもの

七の二 法第16条第4項の規定による届出の受理

- 2 法に規定する国土交通大臣の権限（前項各号に掲げるものを除く。）で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。
 - 一 法第16条第5項の命令（国土交通大臣の認可又は国土交通大臣への届出を要する事項に係るものを除く。）
 - 五 法第23条第1項の規定による命令（国土交通大臣の許可若しくは認可又は国土交通大臣への届出を要する事項に係るものを除く。）

（意見の聴取）

第72条 地方運輸局長は、その権限に属する旅客運賃等の上限の認可に関する事案について調査を開始しようとするときは、当該事案の件名に番号を付し、その旨を地方運輸局の掲示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。

第73条 法第65条第1項及び第2項の利害関係人（以下第75条までにおいて「利害関係人」という。）とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- 一 鉄道事業における基本的な旅客運賃等の上限に関する認可の申請者
- 二 第1号の申請者と競争の関係にある者
- 三 利用者その他の者のうち地方運輸局長が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

第74条 利害関係人は、法第65条第2項の規定により意見の聴取の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 事案の件名及び公示があつたものについては、その番号
- 三 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 四 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

2 前項の申請は、第72条の規定による公示をした事案にあつては、公示の日から10日以内に、これをしなければならない。

第75条 地方運輸局長は、法第65条第1項又は第2項の意見の聴取をしようとするときは、その10日前までに、利害関係人又は参考人（以下「被聴取者」という。）に対し、意見の聴取の日時及び場所並びに事案の内容を書面で通知するものとする。

- 2 意見の聴取は、非公開とする。ただし、地方運輸局長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。
- 3 被聴取者が正当な理由がないのに出頭しなかつたとき又は被聴取者から意見の聴取を必要としない旨の書面による申出があつたときは、法第65条第2項の意見の聴取をしたものとみなす。

第75条の3 法第65条の2第2項の利害関係人とは、利用者その他の者のうち地方運輸局長が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者をいう。

○国土交通省設置法(平成11年法律第100号)(抄)

第6条 本省に、次の審議会等を置く。

運輸審議会

(所掌事務等)

第15条 運輸審議会は、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)、軌道法(大正10年法律第76号)、都市鉄道等利便増進法(平成17年法律第41号)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)、道路運送法(昭和26年法律第183号)、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)、海上運送法、内航海運業法(昭和27年法律第151号)、内航海運組合法(昭和32年法律第162号)、港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)、港湾法及び航空法(昭和27年法律第231号)の規定により同審議会に諮ることを要する事項のうち国土交通大臣の行う処分等に係るものを処理する。

2 国土交通大臣は、前項に規定する事項に係る国土交通大臣又はその地方支分部局の長の行う処分についての行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てに対する決定等をする場合には、運輸審議会に諮らなければならない。

3 第1項に規定する事項に係る処分等及び前項に規定する決定等(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第4号に規定する不利益処分(以下「不利益処分」という。)を除く。)のうち、運輸審議会が軽微なものと認めるものについては、国土交通大臣は、運輸審議会に諮らないでこれを行うことができる。

4 運輸審議会は、第1項に規定する事項に係る処分等及び第2項に規定する決定等に関し、職権により、又は利害関係人の申請に基づき、国土交通大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

(組織)

第16条 運輸審議会は、委員6人をもって組織する。

2 委員のうち4人は、非常勤とする。

(会長)

第17条 運輸審議会に、会長を置き、委員の互選によって常勤の委員のうちからこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、運輸審議会を代表する。

(委員の任命)

第18条 委員は、年齢35年以上の者で広い経験と高い識見を有する者の中から、両議院の同意を得て、国土交通大臣が任命する。

(公聴会)

第23条 運輸審議会は、第15条第1項に規定する事項及び同条第2項の規定により付議された事項については、必要があると認めるときは、公聴会を開くことができ、又は国土交通大臣の指示若しくは運輸審議会の定める利害関係人の請求があったときは、公聴会を開かなければならない。

(調査等)

第24条 運輸審議会は、その職務を行うため、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を行うことができる。

一 公務所又は関係事業者若しくはその組織する団体その他の関係者に対し、必要な報告、情報又は資料を求めること。

二 公務所又は関係事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を嘱託すること。

三 関係人又は参考人に対し、出頭を求めてその意見又は報告を徴すること。

(行政手続法の適用除外)

第25条 第15条第1項に規定する事項に係る不利益処分については、行政手続法第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第26条 この款に定めるもののほか、運輸審議会の組織、委員その他の職員その他運輸審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

○運輸審議会令(平成12年政令第301号)(抄)

内閣は、国土交通省設置法（平成11年法律第100号）第26条の規定に基づき、この政令を制定する。

(議決方法)

第3条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 審議会は、国の関係行政機関の職員をその会議に出席させて必要な説明を求めることができる。

(公聴会の主宰)

第5条 国土交通省設置法第23条の公聴会は、審議会が事案を指定して指名する国土交通省の職員が主宰する。ただし、事案が特に重要である場合において、審議会が公聴会を自ら主宰し、又は委員を指名して公聴会を主宰することを妨げない。

(報告書の作成)

第6条 前条の規定により指名された委員又は国土交通省の職員は、公聴会の審理によって知ることができた事実を報告書として作成し、これを審議会に提出しなければならない。

(報告書の提示)

第7条 審議会は、前条の報告書を国土交通省設置法第23条の利害関係人であつて公聴会において意見を述べた者（以下この条及び次条において単に「利害関係人」という。）に提示しなければならない。ただし、公聴会において、報告書の提示を必要としない旨の利害関係人の合意があつたときは、この限りでない。

(雑則)

第10条 審議会の決定及び第六条の報告書は、国土交通省令の定めるところにより、公表しなければならない。

2 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

○運輸審議会一般規則(昭和27年運輸省令第8号)(抄)

運輸省設置法第18条の規定に基き、及び同法を実施するため、運輸審議会一般規則を次のように定める。

(公聴会主義の原則)

第1条 運輸審議会は、事案に関し、できる限り公聴会を開き、公平且つ合理的な決定をしなければならない。

(公示方法)

第4条 運輸審議会が公示する事項は、第22条及び第31条第1項の規定によるほか、これを運輸審議会の掲示板に掲示するものとする。

(利害関係人)

第5条 国土交通省設置法(平成11年法律第100号。以下「法」という。)第23条の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 許可、認可、特許、認定若しくは承認の申請者、同意を要する協議をした者又は行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てをした者(以下「事案の申請者」という。)
- 二 事案において、行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第4号に規定する不利益処分(以下「不利益処分」という。)の名あて人となるべき者
- 三 事案の申請者と競争の関係にある者
- 六 前各号に掲げる者のほか、運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

(業務報告書)

第7条 運輸審議会は、その業務について、少くとも半年ごとに業務報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(職員の指名)

第7条の2 運輸審議会は、運輸審議会が事案を指定して指名する国土交通省の職員に、当該事案に係る事務(公聴会の主宰並びに運輸審議会令(平成12年政令第301号。以下「令」という。)第6条の規定による報告書(以下「審議報告書」という。))の作成及び提出に係るものを除く。)を処理させるものとする。

(公聴会主宰職員及び事案処理職員の出席)

第9条 前条の司会者は、令第5条の規定に基づき指名を受けた職員(以下「公聴会主宰職員」という。)及び第7条の2の規定に基づき指名を受けた職員(以下「事案処理職員」という。)を会議に出席させて、事案につき、必要な説明をさせ、又は意見を述べさせることができる。

(議事録)

第10条 会議の議事の概要は、議事録に記録しなければならない。

2 議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 日時及び場所
- 二 開会及び閉会の時刻
- 三 出席した委員、専門委員、公聴会主宰職員及び事案処理職員の氏名
- 四 出席した関係官庁の職員の氏名及び職名
- 五 議題
- 六 審議の概要
- 七 決議事項

(議事手続の細目)

第11条 この章に定めるものの外、会議の議事に関する手続の細目については、運輸審議会が定める。

(軽微な事案)

第12条 運輸審議会が事案を軽微なものとする認定は、関係官庁の職員の説明を聴取してするものとする。

2 運輸審議会は、事案を軽微なものとして認定したときは、当該事案の申請書その他の書類にその旨を表示するものと

する。

第13条 国土交通大臣は、運輸審議会があらかじめ軽微な事案に関する認定基準を定めた場合において、その基準に該当する事案について処分をしたときは、文書をもってその旨を運輸審議会に通知するものとする。

(事案の諮問)

第14条 国土交通大臣が、運輸審議会に諮問しようとするときは、文書とするものとする。当該諮問事項を変更し、及び諮問を取り消そうとするときも同様とする。

(件名表)

第15条 運輸審議会は、国土交通大臣から諮問されたとき、及び法第15条第4項の規定による勧告をするため調査を開始しようとするときは、その事案の件名(事案の種類、事案の申請者又は不利益処分の名あて人となるべき者及び事案の内容をいう。以下同じ。)に番号を付し、これを運輸審議会件名表(以下「件名表」という。)に登載しなければならない。

第16条 国土交通大臣は、件名表に登載された事項並びに件名表が改定されたとき、及び件名表から件名が削除されたときはその旨を、すみやかに告示するとともに、事案が不利益処分に係るものであるときは、当該不利益処分の名あて人となるべき者に対して、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 事案の件名

二 不利益処分の原因となる事実

2 前項の書面においては、当該事案について公聴会を開くことを申請することができることを教示しなければならない。

3 国土交通大臣は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、事案の件名並びに国土交通大臣が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を公示することによって行うことができる。この場合においては、公示の日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(公聴会開催の申請)

第17条 第5条に規定する者(以下「利害関係人」という。)は、件名表に登載された事案について公聴会を開くことを申請しようとするときは、不利益処分の名あて人となるべき者にあつては前条第1項の規定による通知のあつた日(同条第3項の規定により通知が到達したとみなされる日を含む。)から、それ以外の者にあつては同条第1項の規定による告示の日(件名表が改定されたことにより新たに利害関係人となった者については、その告示の日)から14日以内に、次に掲げる事項を記載した文書を運輸審議会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 事案の件名及びその番号

三 理由及び利害関係を説明する事項

第18条 事案の申請者が、当該事案について公聴会を開くことを希望する旨をその申請書又は不服申立書(以下「申請書等」という。)に記載したときは、前条の規定による公聴会の開催の申請があつたものとみなす。

2 国土交通大臣は、前項の申請書等を受理したときは、諮問書にその旨を記載しなければならない。

(書面審理)

第19条 運輸審議会は、法第23条の規定による国土交通大臣の指示又は利害関係人の請求がない場合において事案の性質上特に公聴会を開く必要がないと認めるものについては、公聴会を開かないで、当該事案の申請書等、関係官庁の提供する資料及び法第24条の規定により運輸審議会の得た資料によって事実の審理をすることができる。

2 前項の審理は、申請書等の内容を補足的に説明する文書又は当該事案に関する利害関係を説明し、及び意見を申述する文書の提出期限を運輸審議会が公示した場合においては、その日までに提出された当該文書の内容をしんじやくしてすることができる。

(審理の方式)

第20条 件名表に登載された事案の事実の審理は、次に掲げる方式によって行うものとする。

- 一 公聴会主宰職員の主宰する公聴会による審理
- 二 公聴会主宰職員の行う書面審理
- 三 運輸審議会自ら又は運輸審議会が指名した委員の行う公聴会による審理又は書面審理

(意見又は報告の聴取)

- 第21条 運輸審議会は、事実の審理に当たり、当該事案に関し補足的資料を得るため必要があると認めるときは、関係人又は参考人に対し、出頭を求めて、意見又は報告を聴取することができる。
- 2 運輸審議会は、前項の意見又は報告の聴取を、指名した委員、公聴会主宰職員又は事案処理職員に行わせることができる。
 - 3 運輸審議会は、第1項の意見又は報告の聴取に関し、件名、概要、関係人又は参考人の氏名、住所及び職業又は職名並びに第10条第2項第1号から第4号までに掲げる事項を記録しておかなければならない。

(審理報告書の提示)

第22条 運輸審議会は、審理報告書の提出があつたときは、その旨を官報で公示する。

(審理報告書の公表)

第23条 令第10条第1項の規定による審理報告書の公表は、その写しを、運輸審議会及びその事案に関する事務を分掌する地方運輸局（運輸監理部を含む。）に備え付けてするものとする。

(答申書又は勧告書)

第27条 運輸審議会は、件名表に登載された事案につき、自由な心証により事実を判断して決定し、すみやかに答申書又は勧告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第28条 答申書及び勧告書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 主文
- 二 理由

2 答申書及び勧告書には、少数意見その他必要と認める事項を附記することができる。

第29条 国土交通大臣は、答申書及び勧告書の内容を告示しなければならない。

(公聴会主宰職員の任務)

- 第30条 公聴会主宰職員は、事実の審理に関し、その職務を独立して行うものとする。
- 2 公聴会主宰職員は、その職務を公正且つ迅速に行わなければならない。
 - 3 公聴会主宰職員は、議事を整理し、及び秩序の維持に努めなければならない。

(公示等)

第31条 運輸審議会は、公聴会を開こうとするときは、少なくとも公聴会開催の10日前に、事案の件名、日時、場所、主宰者及び第33条の規定による文書等の閲覧場所並びに公述申込書及び公述書を提出すべき場所、期限及び部数を、官報で公示するとともに、事案が不利益処分に係るものであるときは、当該不利益処分の名あて人となるべき者に対して書面により通知しなければならない。

(主宰者)

- 第32条 公聴会は、原則として一人の公聴会主宰職員が主宰するものとする。
- 2 運輸審議会は、事案について特別の利害関係を有する者については、公聴会主宰職員に指名してはならない。

(文書等の閲覧)

第33条 公聴会において公述しようとする者は、公聴会開催前に、当該事案の申請書その他の書類並びに第35条及び第36条第3項に規定する文書及び証拠資料を、運輸審議会が公示する場所において閲覧することができる。

(公聴会開催手続の特例)

第40条 運輸審議会は、件名表に登載された事案のうち、法令の規定により処分に期限のあるもの又は公益上特にすみやかに決定する必要があると認めるものについては、第31条第1項の規定にかかわらず、事案の件名、日時、

場所及び主宰者並びに公述申込書及び公述書を提出すべき場所及び部数を、知れたる利害関係人に通知するとともに適当な方法で公示することにより、公聴会を開くことができる。

2 前項の公聴会において公述しようとする者は、公聴会開催の時までに、公述申込書及び公述書を運輸審議会に提出しなければならない。

(審理方法)

第41条 公聴会主宰職員は、必要があると認めるときは、類似の事案若しくは関連のある事案を併合し、又は事案の一部を分離して事実の審理を行うことができる。

(資料の公開)

第50条 公聴会主宰職員は、公聴会の開催までに法第24条第1項第1号及び第2号の規定による調査等によって得た資料を、公聴会において公開するものとする。

(審理報告書の提出)

第55条 公聴会主宰職員は、公聴会終了後10日以内に、審理報告書を運輸審議会に提出しなければならない。

2 運輸審議会が、やむを得ない事由があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。

(記載事項)

第56条 公聴会主宰職員は、その作成する審理報告書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事案の件名及びその番号
- 二 公聴会の日時及び場所
- 三 公聴会主宰職員の氏名
- 四 公述人の氏名及び職業又は職名
- 五 事実及び争点
- 六 その他参考となるべき事項

2 前項の事実及び争点の記載は、公聴会における公述及び証拠に基き要領を摘示してするものとする。

○電気事業法(昭和39年法律第170号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ることを目的とする。

(一般電気事業者の供給約款等)

第19条 一般電気事業者は、一般の需要(特定規模需要を除く。)に応ずる電気の供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。
- 二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 三 一般電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 一般電気事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、料金を引き下げる場合その他の電気の利用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、第1項の認可を受けた供給約款(次項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。)で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

4 一般電気事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、その供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 二 一般電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
- 三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

6 一般電気事業者は、その一般電気事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合には、料金及びその料金を適用するために必要となるその他の供給条件について第1項の認可を受けた供給約款で設定したものと異なる供給条件を設定した約款を、電気の利用者が供給約款に代えて選択し得るものとして、定めることができる。

7 一般電気事業者は、前項の規定により約款を定めたときは、経済産業省令で定めるところにより、その約款(以下「選択約款」という。)を経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る選択約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、その選択約款を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 当該一般電気事業者の一般電気事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すること。
- 二 第1項の認可を受けた供給約款により電気の供給を受ける者の利益を阻害するおそれがないこと。

いこと。

三 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(供給約款等に関する命令及び処分)

第23条 経済産業大臣は、電気の料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、第19条第1項の認可を受けた供給約款（同条第4項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）又は第21条第1項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件（第3項の規定による変更があつたときは、その変更後の供給約款又は料金その他の供給条件）の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前条第1項の規定による届出に係る料金その他の供給条件（次項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般電気事業者、卸電気事業者又は卸供給事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

3 経済産業大臣は、前2項の規定による命令をした場合において、前2項の期限までに認可の申請又は変更の届出がないときは、供給約款又は料金その他の供給条件を変更することができる。

(公聴会)

第108条 経済産業大臣は、第3条第1項（一般電気事業に係るものに限る。）、第8条第1項（供給区域の増加に係るものに限る。）、第19条第1項又は第23条第3項（供給約款に係るものに限る。）の規定による処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならない。

○電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)(抄)

(供給約款)

第22条 法第19条第1項の供給約款は、次の事項について定めるものとする。

- 一 適用区域又は適用範囲
- 二 供給の種別
- 三 供給電圧及び周波数
- 四 料金、一般電気事業供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第105号）第21条第二項に規定する基準平均燃料価格及び換算係数並びに同条第4項に規定する基準調整単価
- 五 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法（電気の使用
者の負担となるものについては、その金額又は金額の決定の方法）
- 六 前2号に掲げるもののほか、電気の使用者の負担となるものがあるときは、その事項及び
金額又は金額の決定の方法
- 七 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- 八 送電上の責任の分界
- 九 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関し制限を設けるときは、その事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、電気の供給条件又は一般電気事業者及び電気の使用者の責任
に関する事項があるときは、その事項
- 十一 有効期間を定めるときは、その期間
- 十二 実施期日

第23条 法第19条第1項の規定による供給約款の設定の認可を受けようとする者は、様式第16の供給約款設定認可申請書に供給約款の案及び次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 一般電気事業供給約款料金算定規則様式第1から第8までにより作成した書類
- 二 電気の使用者の負担となるべき金額（料金を除く。）の算出の根拠又は金額の決定の方法に
関する説明書

第24条 法第19条第1項の規定により供給約款の変更の認可を受けようとする者は、様式第17の供給約款変更認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更しようとする部分を明らかにした現行の供給約款
- 三 第22条第4号の事項を変更（消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当
額」という。）又はその額に係る表示若しくは請求の方法のみの変更（以下「消費税等相当額
のみの変更」という。）を除く。）しようとするときは、一般電気事業供給約款料金算定規則
様式第1から第8までにより作成した書類
- 四 第22条第5号又は第6号の事項を変更しようとするときは、電気の使用者の負担となる
べき金額の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

第24条の2 法第19条第3項の経済産業省令で定める料金を引き下げの場合その他の電気の使用
者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合は、次の各号のいずれかに該当する同
条第1項の認可を受けた供給約款（同条第4項の規定による変更の届出があったときは、その
変更後のもの。）（以下この条において「供給約款」という。）の変更とする。

- 一 供給約款により電気の供給を受け、現に電気を使用している者（以下「電気使用者」とい
う。）の料金及びその支払期日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該電気使用

- 者の負担（以下「料金等」という。）を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）する場合であって、当該電気使用者の電気の使用量、最大需要電力その他の使用形態並びに当該電気使用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間並びに一般電気事業の用に供する石炭、石油及び液化天然ガス（輸入されたものに限る。）の価格が当該供給約款の変更の前後において同一であると仮定した場合において、いずれかの電気使用者の支払うべき料金等を合計した額（消費税等相当額を除く。以下この号において同じ。）が減少し、かつ、その他の電気使用者の支払うべき料金等を合計した額が増加しないと見込まれる場合
- 二 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）する場合であって、いずれの電気使用者の負担（消費税等相当額を除く。）も増加しない場合
 - 三 前二号に掲げるもののほか、電気使用者の負担となる事項を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）する場合であって、いずれの電気使用者の負担（消費税等相当額を除く。）も増加しない場合
 - 四 電気使用者の料金等及びその他の負担となる事項を変更する場合であって、消費税等相当額のみの変更の場合
 - 五 供給電力若しくは供給電力量の計測方法又は料金調定の方法を変更する場合であって、いずれの電気使用者の支払うべき料金等の額（消費税等相当額を除く。次号において同じ。）及びその他の負担（消費税等相当額を除く。次号において同じ。）も増加しない場合
 - 六 送電上の責任の分界を変更する場合であって、いずれの電気使用者の支払うべき料金等の額及びその他の負担も増加しない場合
 - 七 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等を変更する場合であって、いずれの電気使用者に対しても不利なものとしめない場合
 - 八 電気使用者が料金を支払うべき義務の発生する日から一般電気事業者が当該電気使用者に対する電気の供給を停止できる日までの期間を変更する場合であって、いずれの電気使用者に対する期間も短縮されない場合
 - 九 電気の供給を停止できる条件又は電気の需給契約を解除できる条件を変更する場合であって、いずれの電気使用者に対する条件も不利なものとしめない場合
 - 十 電気使用者が選択し得る事項を追加する場合
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、供給約款の構成又は使用する字句等を変更する場合

第24条の3 法第19条第4項の規定による供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の10日前までに、様式第17の2の供給約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更しようとする部分を明らかにした現行の供給約款
- 三 第22条第4号の事項を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）しようとするときは、一般電気事業供給約款料金算定規則 様式第1及び第3から第8までにより作成した書類
- 四 第22条第5号又は第6号の事項を変更しようとするときは、電気の使用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

（公聴会）

第134条 経済産業大臣は、法第108条の規定により公聴会を開こうとするときは、その期日の21日前までに、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を告示しなければならない。

- 2 公聴会は、経済産業大臣又はその指名する職員が議長として主宰する。
- 3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、その期日の14日前までに、意見の概要を記載した文書によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした者のうちから、公聴会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の3日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。
- 5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に公聴会に出席を求めることができる。
- 6 公聴会においては、第4項の規定による指定を受けた者又は前項の規定により公聴会に出席を求められた者以外の者は意見を述べることができない。
- 7 第4項の規定による指定を受けた者又は第5項の規定により公聴会に出席を求められた者は、病気その他の事故により公聴会に出席することができないときは、意見を記載した書類を議長に提出することができる。
- 8 公聴会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は公聴会に出席している者が公聴会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 9 議長は、公聴会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第4項の規定による指定を受けた者及び第5項の規定により公聴会に出席を求められた者に通知しなければならない。

○一般電気事業供給約款料金算定規則

(平成11年12月3日通商産業省令第105号)(抄)

(認可料金の原価等の算定)

第2条 法第19条第1項の規定により定めようとする、又は変更しようとする供給約款で設定する料金を算定しようとする一般電気事業者(以下「事業者」という。)は、4月1日又は10月1日を始期とする1年間を単位とした将来の合理的な期間(以下「原価算定期間」という。)を定め、当該期間において電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額(以下「原価等」という。)を算定しなければならない。

2 4月1日を始期とする原価算定期間を定めた場合にあつては、前項で定める原価等は、事業年度ごとに次条の規定により算定される営業費及び第4条の規定により算定される事業報酬の合計額から第5条の規定により算定される控除収益の額を控除して得た額(以下「期間原価等」という。)を合計した額とする。

3 10月1日を始期とする原価算定期間を定めた場合にあつては、第1項で定める原価等は、原価算定期間の開始の日から6月の期間及び終了の日まで6月の期間を含む事業年度の期間原価等をそれぞれ当該期間に配分した額並びに原価算定期間の開始の日を含む事業年度の翌事業年度から当該期間の終了の日を含む事業年度の前事業年度までの事業年度ごとの期間原価等を合計した額とする。

(事業報酬の算定)

第4条 事業者は、事業報酬として、電気事業報酬の額を算定し、様式第1第2表及び様式第2第2表により事業報酬総括表及び事業報酬明細表を作成しなければならない。

2 電気事業報酬の額は、別表第1第1表により分類し、特定固定資産、建設中の資産、核燃料資産、特定投資、運転資本及び繰延償却資産(以下「レートベース」という。)の額の合計額に、第4項の規定により算定される報酬率を乗じて得た額とする。

3 次の各号に掲げるレートベースの額は、別表第1第2表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一 特定固定資産 電気事業固定資産(共用固定資産(附帯事業に係るものに限る。)、貸付設備その他の電気事業固定資産の設備のうち適当でないもの及び工事費負担金(貸方)を除く。)の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

二 建設中の資産 建設仮勘定の事業年度における平均帳簿価額(資産除去債務相当資産を除く。)から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除した額に100分の50を乗じて得た額

三 核燃料資産 核燃料の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

四 特定投資 長期投資(エネルギーの安定的確保を図るための研究開発、資源開発等を目的とした投資であつて、電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるものに限る。)の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

五 運転資本 営業資本(前条に掲げる営業費項目の額の合計額から、退職給与金のうちの引当金純増額、燃料費のうちの核燃料費(核燃料減損額及び核燃料減損修正損(又は核燃料減損修正益(貸方))に限る。)、諸費(排出クレジットの自社使用に係る償却額に限る。)、電気料貸倒損のうちの引当金純増額、固定資産税、雑税、減価償却費(リース資産及び資産除去債務相当資産に係るものを除く。)、固定資産除却費のうちの除却損、原子力発電施設解体費のうちの資産除去債務純計上額、電源開発促進税、事業税、開発費償却、株式交付費償却、社債発行費償却及び法人税等並びに次条に掲げる控除収益項目の額の合計額を控除して得た額に、12分の1.5を乗じて得た額をいう。)及び貯蔵品(火力燃料貯蔵品、新エネルギー

等貯蔵品その他貯蔵品の年間払出額に、原則として12分の1.5を乗じて得た額をいう。)を基に算定した額

六 繰延償却資産 繰延資産(株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。)の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

4 報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を30対70で加重平均した率とする。

一 自己資本報酬率 すべての一般電気事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した率(すべての一般電気事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率が、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下回る場合には、国債、地方債等公社債の利回りの実績率)を基に算定した率

二 他人資本報酬率 すべての一般電気事業者の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利率の実績率を加重平均して算定した率

(料金の決定等)

第19条 料金は、低圧需要の前条の規定により整理された総固定費、総可変費及び総需要家費の合計額(以下「低圧需要原価等」という。)と原価算定期間における低圧需要の料金収入が一致するように設定されなければならない。

2 事業者は、低圧需要原価等を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による低圧需要原価等の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

3 事業者は、前項で定めた基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

4 事業者は、第2項の規定により契約種別ごとの料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組み合わせにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に対する料金の設定の場合には、これによらないことができる。

5 事業者は、原価算定期間における低圧需要の料金収入を、第2項及び前項の規定により設定する料金、法第19条第7項に定める選択約款で設定する料金並びに供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

6 事業者は、第1項に規定する低圧需要原価等と前項により算定した原価算定期間における低圧需要の料金収入を整理し、様式第8第1表により低圧需要原価等と料金収入の比較表を作成しなければならない。